

うちの会社のトラクターで他社のトレーラをけん引することがよくあるんだけど、他社のトレーラの損害はどうなるのかしら！

組合員様のご要望にお応えします!!



組合員様契約車両



他社様のトレーラ

特約説明

組合員様の契約車両のトラクターで、他運送業者のトレーラをけん引している際に生じたトレーラの損害は「対物共済約款」では、トレーラが契約者の管理財物となるため**免責**となります。

しかし、この特約を付けていただくことで、トレーラの損害に対する損害賠償責任をご契約の対物共済金額の範囲内で補償するというものです。

- ・特約は対物共済の**営業用普通貨物自動車最大積載2 t 超の契約のみ**が対象です。
- ・特約の共済掛金は付帯する**対物共済掛金の70%**です。
- ・特約は**割引・割増の適用対象**で、**利用分量（配当金等の算定）の対象**です。
- ・賠償は対物共済（自動車共済約款）に準じます。
- ・**積荷については特約の対象外**となります。※積荷は別途積荷保険をご紹介しますので、お問合せ下さい。

お待ちしております!!

詳細は、各県事務所（熊本・宮崎・鹿児島）までお気軽にお問い合わせください!!